

子発 0720 第 7 号  
平成 30 年 7 月 20 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核都市市長

厚生労働省子ども家庭局長  
(公 印 省 略)

「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)の一部改正について

児童虐待防止対策の推進に当たって、平素よりご尽力を賜り感謝申し上げます。

各市町村において、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般が適切に実施されるよう、「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)(平成 29 年 3 月 31 日雇児発第 0331 第 47 号通知)を策定し、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知しているところであるが、本年 3 月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、本日、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において決定された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)を踏まえ、今般、上記通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたので通知する。

なお、都道府県におかれては、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知いただきたい。

## 「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 子ども家庭支援における市町村(支援拠点)の具体的な業務</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 相談・通告直後の対応</p> <p>(1) 初期対応の重要性</p> <p>相談・通告の中には、子ども虐待による子どもの生命に関わる問題が含まれているため、迅速かつ的確な初期対応を行うことが重要である。その際、来談者の相談内容(主訴)と支援の対象とすべきと考える問題が異なる場合があることに留意して対応する。</p> <p>また、虐待通告を受けた場合であって、安全確認を必要と判断される事例については、速やかに、緊急性など個々の事例の状況に応じて、安全確認の実施時期、方法、児童相談所への送致の要否等の判断を要するため、緊急受理会議前に事前調査を行う。なお、安全確認は、単に命が守られているだけではなく、心身の安全が守られているかを確認することであり、子どもの権利が守られているかの判断につながるものである。</p> <p>また、安全確認は、市町村(支援拠点)職員又は当該市町村が依頼した者により、子どもと直接会う(目視する)ことにより行うことを基本とし、他の機関によって把握されている状況を勘</p>	<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 子ども家庭支援における市町村(支援拠点)の具体的な業務</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 相談・通告直後の対応</p> <p>(1) 初期対応の重要性</p> <p>相談・通告の中には、子ども虐待による子どもの生命に関わる問題が含まれているため、迅速かつ的確な初期対応を行うことが重要である。その際、来談者の相談内容(主訴)と支援の対象とすべきと考える問題が異なる場合があることに留意して対応する。</p> <p>また、虐待通告を受けた場合であって、安全確認を必要と判断される事例については、速やかに、緊急性など個々の事例の状況に応じて、安全確認の実施時期、方法、児童相談所への送致の要否等の判断を要するため、緊急受理会議前に事前調査を行う。なお、安全確認は、単に命が守られているだけではなく、心身の安全が守られているかを確認することであり、子どもの権利が守られているかの判断につながるものである。</p> <p>また、安全確認は、市町村(支援拠点)職員又は当該市町村が依頼した者により、子どもと直接会う(目視する)ことにより行うことを基本とし、他の機関によって把握されている状況を勘</p>

案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとすることが、迅速な対応を確保する観点から、「48 時間以内とする」ことが望ましい。

なお、通告受理後、48 時間以内に対象となる子どもを目視確認ができず、関係機関においても安全確認が行えないケースについては、児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 1 号及び同条第 2 項第 1 項第 1 号に基づく児童相談所への事案送致を行うこと。

また、子ども虐待の対応に当たっては、児童相談所との連携が重要であるため、初期対応のあり方等について、あらかじめ児童相談所と協議しておくことが適当である。

(2)～(4) (略)

4. ～10. (略)

#### 11. 転居への対応

(1) 支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、連携を図りつつ対応してきた関係機関等に連絡するとともに、児童福祉法第 25 条等に基づき、転出先の自治体を管轄する市町村等に通告し、ケースを移管する。この通告に関する取扱いについては、「3 (1) 初期対応の重要性」を参照すること。

ケース移管に当たっては、移管元の市町村は、支援を行っていた家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供するなど、移管先の市町村等と十分に連携を図ることが必要である。転居の場合、子どもへの権利侵害に関する危機感が伝わらない危険が高いことを意識し、必要に応じて児童相談所も同席の上で引継ぎを行うこととし、できる限り移管先の担当者とコミュニケーションをとって詳細な調査の結果や判断を伝えとともに、移管先の担当者の氏名やどのような内容を報告したのかを記録に残すべきである。さ

案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとすることが、迅速な対応を確保する観点から、「48 時間以内とする」ことが望ましい。

また、子ども虐待の対応に当たっては、児童相談所との連携が重要であるため、初期対応のあり方等について、あらかじめ児童相談所と協議しておくことが適当である。

(2)～(4) (略)

4. ～10. (略)

#### 11. 転居への対応

(1) 支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、連携を図りつつ対応してきた関係機関等に連絡するとともに、児童福祉法第 25 条等に基づき、転出先の自治体を管轄する市町村等に通告し、ケースを移管する。移管に当たっては、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供するなど、移管先の市町村等と十分に連携を図ることが必要である。転居の場合、子どもへの権利侵害に関する危機感が伝わらない危険が高いことを意識し、できる限り移管先の担当者とコミュニケーションをとって詳細な調査の結果や判断を伝えとともに、移管先の担当者の氏名やどのような内容を報告したのかを記録に残すべきである。

らに、必要に応じて、移管先の市町村等において移管先の児童相談所に引継ぎ状況の確認を行うこと。

また、移管元の市町村の要保護児童対策地域協議会において、対象となる子どものケース管理を行っていた場合は、移管先の市町村の要保護児童対策地域協議会においてもケース登録し、関係機関の連携・協力の下、必要な援助を継続すること。その際、自治体間の認識の差をなくす観点から、移管先の市町村は、ケース移管後、少なくとも1か月間は移管元の市町村の支援方針を継続し、1か月を経過した時点で、移管先の市町村は新たな環境下での家族の状況等をアセスメントし、支援方針を継続するか否かを判断すること。

第4節～第6節（略）

第3章・第4章（略）

第5章 関係機関等との連携

第1節～第13節（略）

第14節 警察等との関係

1.（略）

2. 要保護児童（虐待を受けたと思われる子どもを含む。）への対応

(1) 警察と市町村間の情報共有及び連携

市町村（支援拠点）が通告・相談等により把握した虐待事案のうち、刑事事件として立件の可能性があると考えられる重篤な事案、保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示すことが予想される事案等については、早急に子どもの安全を確保するため、警察及び児童相談所と情報共有を図り、連携して対応することが重要であり、以下の①に該当する情報については、警察への情報提供を徹底する。また、児童相談所においては、②及び③に該当する情報についても警察へ情報提供を行うこととしている。

第4節～第6節（略）

第3章・第4章（略）

第5章 関係機関等との連携

第1節～第13節（略）

第14節 警察等との関係

1.（略）

2. 要保護児童（虐待を受けたと思われる子どもを含む。）への対応

(1) 警察と市町村間の情報共有及び連携

市町村（支援拠点）が通告・相談等により把握した虐待事案のうち、刑事事件として立件の可能性があると考えられる重篤な事案、保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示すことが予想される事案等については、早急に子どもの安全を確保するため、警察及び児童相談所と情報共有を図り、連携して対応する。

① 虐待による外傷、ネグレクト又は性的虐待があると考えられるなど、「子ども虐待対応の手引き」第5章の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」の基準に準拠して、アセスメントシートの①から⑤までのいずれかに該当する事案に関する情報。また、①から⑤までに具体的に記載しているもののほか、頭蓋内出血、骨折、内臓損傷又は熱湯、たばこ、アイロン等による火傷がある事案、凶器を使用し子どもの生命に危険を及ぼす可能性があった事案、身体拘束、監禁又は夏期の車内放置をした事案並びに異物又は薬物を飲ませる行為があった事案については、危険性が高いことから、情報共有の徹底を図ること。ただし、アセスメントシートの①のみに該当する場合は④中の「乳幼児」のみに該当する場合には他の情報も勘案し、総合的に判断すること。

このほか、アセスメントシートの①から⑤までに該当しないが、⑥から⑧までのいずれかに該当する事案である場合は、虐待が深刻化する可能性もあることから、支援を行う中で必要に応じて警察との情報共有を検討すること。

② 児童相談所が通告受理した事案のうち、通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において子どもの安全確認ができない事案に関する情報。ただし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し、緊急性に乏しいと判断される場合、災害時など児童相談所等が48時間以内に子どもの安全確認が行えないやむを得ない理由がある場合は除く。

上記に関わらず、保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示している場合、通告時点で既に関係機関等による子どもの安全確認が一定期間行うことができている場合など、緊急性が高いと判断される場合には、48時間を待たずに直ちに警察との情報共有を検討すること。

③ 児童虐待に起因した一時保護又は施設入所・里親委託等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報。

このため、市町村（支援拠点）において、このような事案を把握した場合は、警察及び児童相談所への情報提供を行うとともに、警察及び児童相談所が保有している当該子ども及び保護者に係る情報についても提供を求めると、迅速かつ確実に情報共有を行う。

(2) (略)

(3) 要保護児童対策地域協議会における連携

現在、市町村に設置された多くの要保護児童対策地域協議会において、警察署が構成機関として参画しているが、警察署が要保護児童対策地域協議会の構成員となっていない自治体においては、会のうちケースの進行管理等を行う実務者会議への警察署の参加が必ずしも十分ではない状況が見受けられる。虐待事案については、事案の軽重を問わず、日頃から子どもと接する機会が多い医療機関、児童福祉施設、学校、警察等関係機関において積極的に情報共有がなされ、協働・連携・役割分担を図りつつ支援が行われることが効果的であるため、代表者会議のみならず、支援を行っているケースについて定期的な状況のフォローを行う実務者会議や個別ケースについて具体的な支援の内容等を検討する個別ケース検討会議についても必要に応じて構成員として警察の参画を求め、警察との情報交換、意見交換が積極的に行われるよう努めること。

3. ～5. (略)

第15節～第22節 (略)

第6章・第7章 (略)

このため、市町村（支援拠点）において、このような事案を把握した場合は、警察及び児童相談所への情報提供を行うとともに、警察及び児童相談所が保有している当該子ども及び保護者に係る情報についても提供を求めると、迅速かつ確実に情報共有を行う。

(2) (略)

(3) 要保護児童対策地域協議会における連携

現在、市町村に設置された多くの要保護児童対策地域協議会において、警察署が構成機関として参画しているが、要保護児童対策地域協議会のうちケースの進行管理等を行う実務者会議への警察署の参加が必ずしも十分ではない状況が見受けられる。虐待事案については、事案の軽重を問わず、日頃から子どもと接する機会が多い医療機関、児童福祉施設、学校、警察等関係機関において積極的に情報共有がなされ、協働・連携・役割分担を図りつつ支援が行われることが効果的であるため、特にケースの進行管理等を行う実務者会議について、必要に応じて警察署の参画を求め、情報共有、意見交換等を行う。

3. ～5. (略)

第15節～第22節 (略)

第6章・第7章 (略)